

令和4年6月6日

保護者・御家族の皆様

大崎市教育委員会

学校生活における児童生徒等のマスク着用について（お知らせとお願い）

保護者・御家族の皆様におかれましては、日頃から学校教育に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省より令和4年5月24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されましたので、下記について御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置付けは、これまでと変更はありません。
特に、熱中症リスクが高い夏場において、熱中症対策を優先し、十分な身体的距離が確保できる場合、マスクの着用は必要ないことを踏まえ、「マスクの着用」に関する考え方は以下のとおりとします。
 - (1) マスク着用の必要がない場合
 - 屋外においては、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すように指導します。
 - ① 登下校時には屋外でマスクを外すよう指導します。併せて、人と十分な距離を確保し、会話を控えるように指導します。御家庭でもお声掛けください。
 - ② 体育の授業においては、マスクを外すよう指導します。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクの着用を指導します。
 - ③ その他、次のことをめやすとします。
 - ・屋内において、人と身体的距離（概ね2m以上を目安）がとれて会話をほとんど行わない場合
 - ・屋外において、人と距離がとれる場合
 - ・屋外において、距離がとれない場合であっても、会話をほとんど行わない場合
 - (2) マスクの着用を指導する場合
 - ① 屋内において、人と身体的距離がとれない場合
 - ② 屋内において、人と距離がとれるが、会話を行う場合
 - ③ 屋外において、人と距離がとれず、会話を行う場合
 - 2 バス乗車の際には、マスク着用を指導します。また、自転車利用の際には、マスクを外すことを指導します。
 - 3 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じます。接触を伴うものをはじめ、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底します。
 - 4 就学前の子どもについて、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、人との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しないこととします。
 - 5 マスクの着脱について本人の意思も大事に、丁寧に対応します。